

議会運営委員会議会改革検討小委員会

次 第

日時：令和 7 年 8 月 19 日（火）

議会運営委員会理事会終了後

場所：議会運営委員会室

1 開 会

2 令和 7 年度の検討の進め方について

3 その他

※次回開催予定：9 月 4 日（木） 議会運営委員会終了後

4 閉 会

令和 7 年 6 月 27 日

議会改革に関する諮詢書

- 京都府議会は、これまでから、府民のための議会のあり方を求めて議論を重ね、政策提案機能・監視機能の充実や開かれた議会の実現に向け、さまざまな議会改革の取組を実施してきたところであります。
- しかし、議会改革には終着点はなく、これまで以上に府議会の機能を発揮し、府民からの関心を高めていくには、委員会等での議論の充実や府議会への理解を更に促進していく必要があります。
- 委員会等での議論の充実のための取組としては、これまでから委員間討議の実施等、特別委員会の運営方法の見直しや政策提言型特別委員会の導入などを行ってきましたが、今後は更に課題設定の段階から、より時宜にかなったものを選定できるよう、各議員が知見を持ち寄り議論していくことが重要であると考えます。
- また、府議会への理解の促進のために、政務活動費の透明性の向上や費用弁償の見直しなどを行ってきましたが、府民に選ばれた代表としての議員のあり方そのものについても、しっかりと議論をし、府民に説明していかなければならぬと考えております。
- 以上を踏まえ、議会改革の課題として、次の検討をお願い致したい。
 - 1 特別委員会の調査事項についての議論を促進するために、政策調整機能を充実し、強化するための取組を検討されたい。
 - 2 府民への理解を促進するための京都府議会の選挙区・定数のあり方について検討されたい。

議長諮問事項に係る検討の順序について(案)

1 議長諮問事項

- (1) 特別委員会の調査事項についての議論を促進するために、政策調整機能を充実し、強化するための取組を検討されたい。
- (2) 府民への理解を促進するための京都府議会の選挙区・定数のあり方について検討されたい。

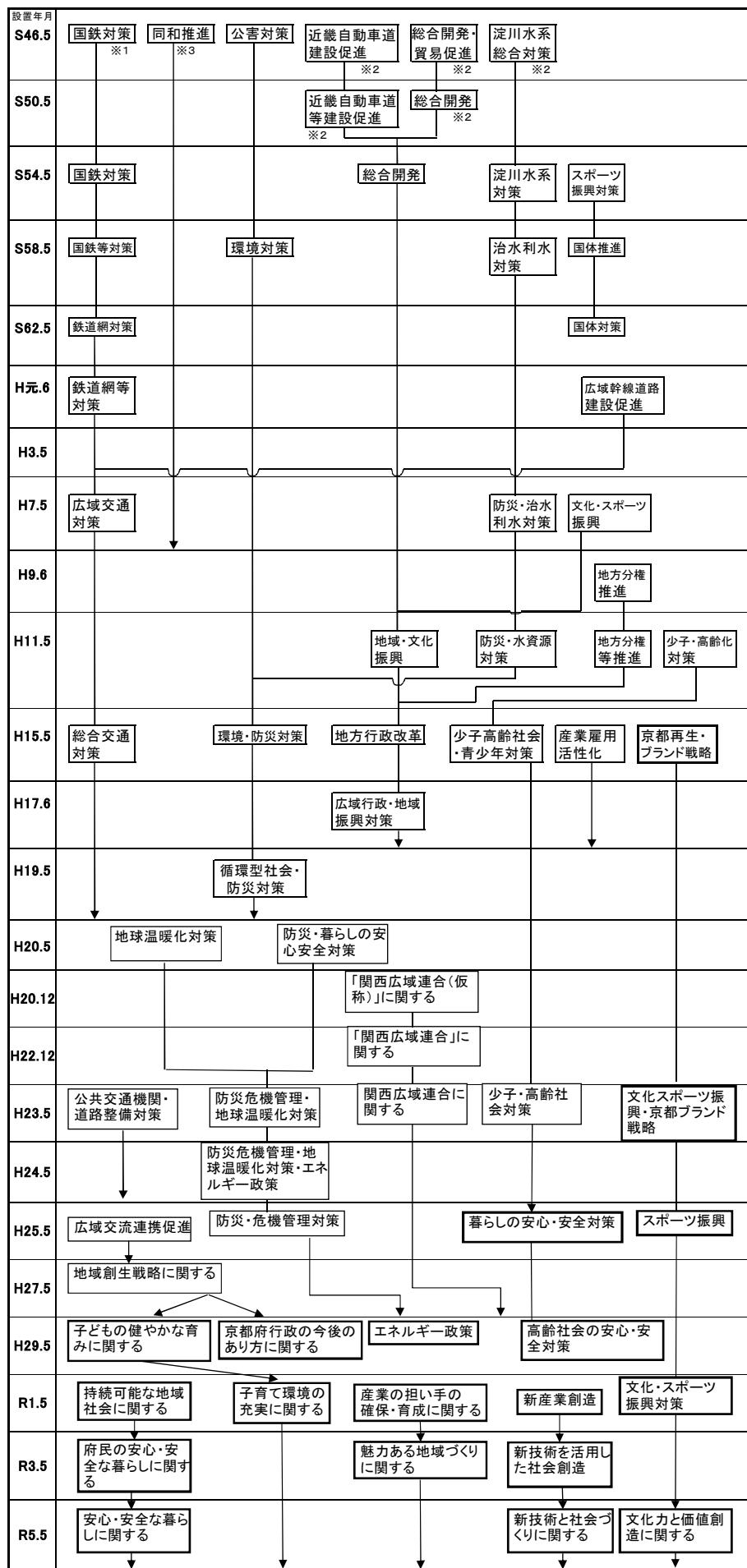
2 検討の順序について

- (1) 政策調整機能の充実・強化
特別委員会の調査事項の検討の仕組みについての検討
- (2) 京都府議会の選挙区・定数のあり方について
(1)に係る答申後に検討を開始し、令和8年9月定例会中の補正予算等議決日までを目途に取りまとめを行う。

特別委員会（名称、調査事項、委員定数）

名 称	調 査 事 項	委員定数
安心・安全な暮らしに関する	自然災害に対する防災・減災対策、複雑化する犯罪への対応、感染症に備えた保健・医療・介護体制の構築など、府民の安心・安全の実現に向けた施策について調査し、及び研究する。	12人
子育て環境の充実に関する	出会い、結婚、妊娠、出産、保育・教育及び就労に至るまでの子育て環境の充実のための施策（貧困対策、ひとり親家庭対策、ひきこもり対策、児童虐待対策及びいじめ対策を含む。）について調査し、及び研究する。	12人
魅力ある地域づくりに関する	大学の知と学生の力を取り入れた地域活性化、観光やスポーツを通じた様々な交流機会の拡大など、地域のポテンシャルの向上を目指した魅力ある地域づくりに関する施策について調査し、及び研究する。	12人
新技術と社会づくりに関する	AI、IoTなどの先端技術を活用した新産業の創造や京都産業の多様性を生かし、人材確保策をはじめ様々な分野の課題の解決を図るとともに、脱炭素社会の実現に向けた施策について調査し、及び研究する。	11人
文化力と価値創造に関する	伝統文化、生活文化などの継承・発展や文化と観光、食、伝統産業、先端産業などあらゆる分野との融合により、新たな価値を創造し、発信するための施策について調査し、及び研究する。	11人

特別委員会の変遷



(注)※1 S47.7国鉄対策を国鉄・都市高速鉄道対策に改正

※2 法定外委員会

※3 S33.7から設置

近年の京都府議会議員の選挙区・定数の検討状況について

1 令和5年4月一般選挙に向けた検討（改正なしで一致）

- (1) 協議の場 議会運営委員会選挙区・定数等小委員会
- (2) 開催回数 8回（令和4年8月19日から10月4日まで）
- (3) 検討結果
 - 議員定数及び選挙区は、現状維持
 - 一票の較差の縮小や逆転選挙区の解消については、今後も検討が必要な課題として認識し、人口動態について注視していくことで一致

2 平成31年4月一般選挙に向けた検討（改正なしで一致）

- (1) 協議の場 議会運営委員会選挙区・定数等小委員会
- (2) 開催回数 7回（平成30年7月13日から10月3日まで）
- (3) 検討結果
 - 議員定数は、多様な府民の意思を的確に府政に反映させるため、府民の理解が得られる必要定数とするべきであるとの考え方で一致
 - 今回については、議員定数及び選挙区は、現状維持で一致。今後とも「一票の較差」の状況について点検等を行い、必要があれば、是正がなされるよう努めるべきとの考え方で一致。

3 平成27年4月一般選挙に向けた検討

- (1) 協議の場 議会運営委員会議会改革検討小委員会
- (2) 開催回数 11回（平成26年3月3日から9月18日まで）
- (3) 検討結果
 - 公職選挙法の改正により選挙区の名称及び区域の表記について変更する必要が生じたため、選挙区の名称は従来どおりとし、選挙区の区域の表示方法については、これまでの市名と郡名のみから、市名と郡名に町村名を追記
 - 総定数・選挙区ごとの定数については、一つの結論にとりまとめることは困難であったため、小委員会においては表明された意見を整理し、議会運営委員会に報告

（その後の経過）

平成26年9月定例会において、以下の2件の議案が提案された。

<案-1> 提出会派：自民

・「宇治市及び久世郡」を「1人」増員、「左京区」を「1人」減員

<案-2> 提出会派：民主

・議員の定数、選挙区の定数は変更せず、選挙区の区域の表記のみ変更



賛成多数で「案-1」が可決・成立

4 平成23年4月一般選挙に向けた検討

- (1) 協議の場 議会運営委員会選挙区・定数等小委員会
- (2) 開催回数 5回（平成22年7月21日から10月7日まで）
- (3) 検討結果
 - 「相楽郡」を「木津川市及び相楽郡」とする。
 - 議員定数と選挙区の定数について
 - ◆ 「木津川市及び相楽郡」は「2人」とする。
 - ◆ 議員定数、選挙区の定数については、これまでの検討の経過を踏まえながら、次の案の表明がなされた。
<案-1>
 - ・議員の定数は「62人」を「3人」減員、「1人」増員の「60人」とする
 - ・「左京区」、「舞鶴市」、「南丹市及び船井郡」を「1人」減員
 - ・「西京区」を「1人」増員
<案-2>
 - ・議員の定数は「62人」を「1人」減員、「1人」増員
 - ・「南丹市及び船井郡」を「1人」減員
 - ・「西京区」を「1人」増員

(その後の経過)

平成22年9月定例会において、上記の2案が議案として提案された。

<案-1> 提出会派：自民、公明、民主、創生

<案-2> 提出会派：共産



賛成多数で「案-1」が可決・成立

選挙区・定数等に係る検討結果

令和4年10月5日
議会運営委員会
選挙区・定数等小委員会

(選挙区・定数等に係る検討の経緯)

- 京都府議会では、令和5年一般選挙に向けた議員の選挙区・定数等の取扱いについて協議するため、令和4年7月26日、議会運営委員会に「選挙区・定数等小委員会」を設置し、公開の場で議論を重ねた。
- 小委員会において取りまとめた結果は、以下に記載のとおりである。

1 「選挙区・定数等の現状」の点検と課題

(1) 点検の実施方法

- 選挙区・定数等の現状について令和2年国勢調査人口を基準とし、点検を実施した。

(2) 点検に当たっての主な視点

- 議員の総定数について（現行60人）
- 選挙区の区割りについて（現行25選挙区）
- 選挙区ごとの議員の定数について
- 「一票の較差」について（現状、最大1.90倍）
- 「逆転選挙区」について（現状、3通り）

2 検討の結果

各会派間で検討した結果について、次のとおり取りまとめる。

(1) 基本的な考え方

① 府議会の役割

府議会は、この間の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に対し、隨時、臨時会を開催し、府内各地域における府民の意見の把握に努め、関係補正予算等について審議するなど、二元代表制の一翼として、その役割を果たしてきた。

選挙区・議員定数は、府議会がこのような役割を十分に担えるように定める必要がある。

② 人口比例と地域間の均衡

選挙区・議員定数は、人口比例を原則としながら、府民の幅広い意見をくみ上げることができるよう、地域間の均衡を考慮する必要がある。

③ 府民の理解

選挙区・議員定数は、府民から十分に理解が得られる内容とする必要がある。

(2) 検討内容

① 議員の総定数について

- 現在の府議会の総定数（60人）は、旧地方自治法で定められていた上限数（68人）と比べて少ない水準に抑えられており、コロナ禍や物価高等が府民の生活を圧迫し、行政需要も高まる中では、幅広い府民のニーズを府政に十分に反映するための総定数として、増員も含めた検討が考えられる。
- しかしながら、府の国勢調査人口が減少し、また、他の都道府県において総定数を維持又は削減していることからすれば、総定数については現行の定数を維持すべきである。

② 「一票の較差」について

- 一票の較差は縮小することが望ましいが、一方で府内における地域間の均衡も考慮する必要がある。
- 令和2年国勢調査人口による較差は、京都府においては最大で1.90倍に留まっており、他の都道府県の状況や、最高裁判所の判例を考慮すると、直ちに是正が必要な顕著な較差があるとはいえない。

③ 「逆転選挙区」について

- 逆転選挙区については、人口比例の原則から解消していくことが望ましい。
- 一方で、総定数を維持したまま逆転選挙区を解消する場合、一部の選挙区において定数の削減が必要となるが、こうした選挙区においては、人口動態や行政需要などについて考慮すべき事情があり、直ちに定数を見直せる状況にはない。

(3) まとめ

- 以上の検討内容から、令和5年度の一般選挙の取扱いについては、議員の総定数、選挙区の区割り及び選挙区ごとの議員の定数のいずれも現状維持とすべきである。
- 一票の較差の縮小や逆転選挙区の解消については、今後も検討が必要な課題として認識し、人口動態について注視していく。

選挙区・定数等に係る検討結果

平成30年10月4日
選挙区・定数等小委員会

(選挙区・定数等に係る検討の経緯)

- 京都府議会では、平成31年一般選挙に向けた議員の選挙区・定数等の取扱いについて協議するため、平成30年7月12日、議会運営委員会に「選挙区・定数等小委員会」を設置し、公開の場で議論を重ねた。
- 小委員会において取りまとめた結論は、以下に記載のとおりである。

1 「選挙区・定数等の現状」の点検等と課題

(1) 点検等の実施方法

- 選挙区・定数等の現状について点検等を実施し、課題を抽出する。
- 点検等の実施に当たっては、平成27年国勢調査人口を基本とし、直近の推計人口なども参考とする。

(2) 点検等に当たっての主な視点

- 「一票の較差」の状況（現状、最大1.76倍）
- 「逆転選挙区」の状況（現状、2通り）
- 市町村議会での決議（木津川市及び相楽郡の区域に係る定数関係）
- 全国の趨勢（公職選挙法の改正の経過、他の都道府県の状況等）
- 前期までの経過
- 府民視点

2 検討の結果

各派間で検討した結果について、次のとおり、取りまとめるものとする。

(1) 「一票の較差」について

- これまで、府議会としては「一票の較差」の是正に取り組んできたところであるが、平成27年国勢調査人口による較差は、最大で1.76倍にとどまっている。
- 今回については、(2) のイのとおり、選挙区について現状維持とするので、今後とも、「一票の較差」の状況について点検等を行い、必要があれば、是正がなされるよう努めるべきである。

(2) 議員定数及び選挙区について

ア 議員定数についての基本的方向性

- 議員定数は、多様な府民の意思を的確に府政に反映させるため、府民の理解が得られる必要定数とするべきである。

イ 平成31年一般選挙の取扱いについて

- 議員定数及び選挙区は、今回については、現状維持とする。

公職選挙法の改正に伴う「京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例」の検討結果

平成26年9月22日
議会改革検討小委員会

(検討の経緯)

▶ 京都府議会は、次のことから、議会改革検討小委員会において平成26年3月3日以来、検討を重ねてきた。

① 公職選挙法の改正（平成25年12月11日公布）により、従来「都市の区域」によるとしていた都道府県議会議員の選挙区の設定について、「市の区域」、「市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域」、「隣接する町村の区域を合わせた区域」のいずれかによることとなるとともに（政令市については2以上の選挙区を設ければ、行政区を合わせた選挙区の設定が可能）、その名称及び区域も条例で定めるものとされ、平成27年3月1日以後の一般選挙から適用されることとなった。

京都府の条例においては、既に選挙区の名称及び選挙区の区域について規定しているところであるが、公職選挙法改正の趣旨を踏まえ、選挙区の名称及び区域の表記について検討する必要が生じた。

② 条例には、議員の定数、選挙区及び各選挙区の定数を定めていることから、全文の内容を確定させるため、これらについても本委員会で検討することとなった。

1 選挙区の名称及び区域の表記について

(1) 検討の結果

選挙区の名称の表記は現行どおりとするが、選挙区の区域の表記は、今回の改正の趣旨を反映し、市名・郡名というこれまでの表記から、市名・郡名+町村名という表記に変更することとする

2 議員の定数、選挙区及び各選挙区の議員の定数について

(1) 検討の視点

①全体議論として

○京都府の社会・経済・行政・財政等の状況

- 人口比例の原則
- 前期までの改正の経過
- 国会並びに各地方議会の定数に関する趨勢
- 議会の機能

②選挙区議論として

- 一票の較差
- 逆転選挙区

(2) 検討の結果

議員の定数、選挙区及び各選挙区の議員の定数については、各会派の検討を踏まえた上で、委員の意見が表明された。意見の一一致を見たところもあったが、小委員会として全ての項目について一つの結論にとりまとめるることは困難となった。そのため、小委員会において表明された意見を以下のとおり整理し、本小委員会における検討結果のまとめとする（□内は主な意見の要旨）。

■議員の定数について

定数の総数については、「減員すべき」「少なくとも増員すべきでない」「現状維持」「平成27年国勢調査を確認すべき」という意見が出され、一致を見なかった。

- ・二元代表制における議会の機能発揮という視点からは減員すべきでない
- ・予算規模は大きくなってきており、チェック機能は強めていく必要がある
- ・定数を減員したからといって、議会の機能が発揮できなくなるわけではない
- ・他県議会の定数議論の趨勢からは、総定数を減員すべきである

■各選挙区の議員の定数について

これまで一票の較差是正のために定数の見直しを行ってきたという経緯及び議長から議会費のあり方について検討の言及があったことを踏まえるという点については共通認識であり、人口比例の原則を踏まえることについては意見の一一致を見たところであるが、それ以外の要素で意見が分かれた。

【政令市とそれ以外の市町村】

- 政令市の定数は大幅に減らすべき
 - ・政令市における府の機能は、他市町村に比べ小さい。京都市域の定数10減を提案する
 - ・少なくとも京都市とそれ以外の市町村の定数は同数であってもよいのではないか

- ・人口の少ない地域の住民意見の反映ができる仕組みを検討すべき
- 政令市であるという理由で減らすべきでない
- ・政令市は定数の基礎となる選挙区の単位ではないし、府議会議員は選挙区だけではなく京都府全体を考えて仕事をしている
 - ・府税の再配分の観点など、府が包括的に果たすべき役割を重視すべき
 - ・人口比例を原則とするしながら、政令市だからという別の基準を設けることは、政令市とそれ以外の市町村で一票の重みに差をつけるものであり、まちがい

【一票の較差】

- ・これまで 2 倍未満になることを目指して改正してきた結果、現在 1.79 倍となっている。2 倍以上の較差は許容されない
- ・許容される較差については、たとえ 2 倍以上であっても、違法と判断されないレベルで、他の要素も総合的に勘案して決めるべきものである

【逆転選挙区】

- ・逆転選挙区は望ましくないものである以上、是正すべき
- ・推計人口で見ると人口にも変動があり、平成 27 年国勢調査結果を待つべき
- ・直近の推計人口や逆転の程度を踏まえた上で、総合的に考えると、現状の逆転選挙区を許容すべき余地がある

3 条例の改正の時期

- 平成 26 年 9 月定例会中の改正をめざす

選挙区・定数に係る検討結果

平成22年10月7日
選挙区・定数等小委員会

(選挙区・定数に係る検討の経緯)

- 京都府議会は、次のことから、平成22年7月20日、議会運営委員会に選挙区・定数等小委員会を設置し、公開の場で検討を重ねた
 - ① 現行の「相楽郡」選挙区に係る特例条例の期限を迎えるため、当該選挙区の区域や選挙区の定数を定める必要があること
 - ② 当該選挙区の定数を定めるに当たっては、それ以外の選挙区の状況を点検する必要があること
- その結果は、以下に記載のとおり

1 選挙区の区域について

(1) 現行「相楽郡」選挙区の区域

- 現行の「相楽郡」を「木津川市及び相楽郡」とする

(2) その他の選挙区の区域

- 現行の「選挙区の区域」を引き続き、同じ「選挙区の区域」とする

2 各選挙区の議員の定数について

(1) 各選挙区の点検・検討の実施

- 現行の定数について点検・検討を実施する
- 点検・検討に当たっては、平成17年国勢調査の人口を基本に、直近の推計人口なども参考とする

(2) 点検・検討の基本方向と踏まえるべき視点

① 検討の基本方向

- ・ 人口を基本とする
- ・ 今日的視点に立つ
- ・ 合理性を確保する
- ・ 府域の均衡性を確保する

② 検討に当たって踏まえるべき視点

- ・ 京都府の厳しい社会・経済情勢、行財政状況などを踏まえる
- ・ 府内の各地方議会の定数を巡って減員する趨勢を踏まえる
- ・ 「一票の較差」に係る判例等を踏まえた較差の是正に努める
- ・ 二元代表制における議会の権能が発揮できる体制確保に配意する
- ・ 多様な民意が反映できることに配意する

3 検討の結果について

(1) 議員定数と選挙区の定数

- ◆ 「木津川市及び相楽郡」については、「2人」とする
- ◆ 議員定数、選挙区の定数については、これまでの検討の経過を踏まえながら、次の案の表明がなされた

<案-1>

- ・ 議員の定数は「60人」として「2人」減員
- ・ 「左京区」、「舞鶴市」、「南丹市及び船井郡」の各選挙区を「1人」減員
- ・ 「西京区」の選挙区を「1人」増員

<案-2>

- ・ 議員の定数は現行の「62人」維持
- ・ 「南丹市及び船井郡」の選挙区を「1人」減員
- ・ 「西京区」の選挙区を「1人」増員

(2) 条例の改正の時期

- ・ 平成22年9月定例会中の改正が必要